

枚方市小規模保育事業（中央図書館山田分室跡）実施に係る運営法人募集要項

枚方市は、通年での待機児童対策に向けた取り組みの一環として市が指定する場所において小規模保育事業を実施する社会福祉法人又は学校法人（以下「法人」という。）を下記のとおり募集します。

1. 指定する場所

枚方市都丘町6番9号 中央図書館山田分室跡の一部

昭和60年3月竣工、鉄筋コンクリート造2階建、

建築面積356.84m²、延面積690.00m²の内、1階部分約130m²

（P7 <参考資料1>参照）

2. 実施する事業

小規模保育事業A型

3. 実施時期

平成31年4月1日

4. 実施条件

（1）指定場所について

枚方市は法人に上記、指定場所を契約により無償で貸し付けます。貸付期間は、5年間とし、期間満了前に枚方市と事業者で協議のうえ、事業の継続に支障がない場合は期間を更新することができるものとします。

（2）小規模保育事業実施に係る改修について

①保育室の改修

法人は、指定場所において、平成31年4月1日から小規模保育事業が実施できるよう必要な改修を行うこと。

- ・施設内の便所は管理上、共用が困難なため、大人用も含め保育室内で便所を整備すること。
- ・既設の空気調和設備については全館空調のため切り離しを行い、保育室単独空調を設置すること。室外機の設置場所については、事前に協議を行うこと。
- ・小規模保育施設の出入口については、カメラ付きインターホンやオートロック等を設置し、セキュリティ対策を行うこと。
- ・工事期間中、敷地内的一部を資材置き場等として使用可能とします。

（P7 <参考資料1>参照、使用範囲、期間については協議によること）

②保育室の改修に関連する改修等

保育室の改修の他、法人において以下の改修等を行うこと。

- ・水道、電気、ガスのライフラインについては、別途引き込みができない場合は、

既設の配管、配線から保育室への分岐を行い、小規模保育側の使用量が確認できるよう子メーターを設置すること。

- ・消防設備について、火災報知ができるよう小規模保育施設内に副受信機を設置し、市が使用する事務所内の受信機に配線接続を行うこと。
- ・改修範囲にある放送設備、電話設備等の設備については、解体、撤去を行うこと。
- ・上記工事や保育室の改修に伴い、市が使用する施設の一部について撤去等を行った場合は、復旧すること。
- ・工事の実施に必要な官公署その他への協議及び手続きは、費用も含め、全て法人の負担とし適切に処理すること。

③安全対策等

小規模保育事業実施のための改修にあたっては、来庁者等の安全対策、騒音対策など必要な措置を講じること。

停電や断水、騒音等を伴う工事については、休日等に行うなど市役所業務への配慮を行うとともに、改修工事の工程や、工事車両の進入などについて、子育て事業課と事前に協議を行うこと。

④その他

原則、確認申請が必要な行為は行わないこと。

本要項9に記載の現地見学会において工事の設計に係る資料として当該施設の参考図面を提供する。一部、現状と異なる場合があるので、子育て事業課と調整の上、現場確認を行うこと。工事完了後は、市に竣工図面を提出すること。

水道、電気、ガスの配管、配線その他、改修工事に係る設計・施工については、以下に準拠した仕様とすること。

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）平成28年版
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）平成28年版

保育室への日常の出入りについては、建物北西側の扉を使用すること。ただし、建物東側の正面玄関への避難経路も確保すること。

施設の設計にあたっては、当該施設が庁舎との複合施設となる事を踏まえ、子どもや利用者の安全に十分配慮すること。

（3）駐車場の確保等について

- ①保育室の改修にあわせて、敷地内の指定する場所に、送迎用の駐車場及び駐輪場を整備すること。
- ②自動車での送迎に対する安全対策として、必要に応じて朝・夕の送迎時に警備員を配置する等の対策を講じること。

（4）法律及び関係法令等の遵守について

施設の改修にあたっては、安全対策を図り、関係法令や枚方市地域型保育事業

の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）等を遵守すること。

（5）施設の維持管理について

水道・下水道、電気、ガス、電話等の各種使用料、その他施設の運営に必要な手続き及び費用については法人負担とします。小規模保育事業の実施に必要な施設の維持管理、修繕、保険の加入等については、法人が行うこと。

小規模保育事業の運営に関連して、法人が維持管理を行う部分以外に破損等の損害を与えた場合は、法人の責任により修繕等を行うこと。また、市が修繕等を実施した後に原因が小規模保育事業にあると判明した場合、法人に費用を請求する場合があります。（例：排水管の詰まりの原因が保育からでた異物であることが判明した場合など）

施設管理上、休日等に発生したトラブルの原因確認等のため、保育室内を含めた調査が必要となった場合には、速やかに対応できる体制を確保すること。施設管理者の緊急連絡先等の情報を子育て事業課に提供すること。

（6）施設改修等に係る補助について

施設改修に係る補助については、32,000,000円を上限（実績額が上限に満たない場合は実績額）として補助します。

開設準備費補助金として、小規模保育事業開設に必要な備品等の購入費用を定員1人あたり10万円を上限に補助します（19人定員の場合190万円）。

（7）シックハウス対策について

改修に際し使用する建材や建具等については、シックハウスの原因の恐れとなる化学物質（ホルムアルデヒド等）の発生がない、若しくは極力少ないものを採用すること。工事完了後、空気濃度調査を行い厚生労働省が定める「化学物質の室内濃度指針値」に定める濃度以下であることを確認し、報告書を提出すること。

（8）小規模保育事業の整備に係る地域等への説明について

小規模保育事業の整備にあたっては、事前に地域に説明を行うなど、誠意をもつて対応すること。

（9）原状回復について

事業廃止後は、速やかに原状回復を行い、市に返還すること。ただし、市と協議の上、原状回復以外の方法で返還することとした場合はその限りではない。

5. 応募資格及び条件

（1）平成30年4月1日現在で、以下の条件を満たしていることとします。

児童福祉法第7条に規定する保育所、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園を枚方市内において運営している社会福祉法人又は学校法人であること。

- (2) 小規模保育事業を実施・運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (3) 法令、通知などを遵守し、法人自らが運営すること。
- (4) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。
- (5) 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- (6) 施設管理者は、健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者であり、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。
- (7) 小規模保育事業の実施・運営について
 - ①定員は1歳児、2歳児を対象に19人を基本とし、市と協議の上決定すること。
 - ②開所時間は午前7時から午後7時までとすること。
 - ③保育所休所日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）とすること。
 - ④指定場所は、小規模保育事業以外に使用しないこと。
 - ⑤事業運営については、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）及び関係法令、通知等を遵守すること。
 - ⑥法人が設置・運営する保育所・認定こども園を連携施設とすること。
 - ⑦独立行政法人日本スポーツ振興センター等の災害共済給付制度に加入すること。
 - ⑧危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。
- (8) 保育内容等について
 - ①保育内容については、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施すること。
 - ②障害児保育について、積極的に実施を検討すること。
 - ③給食は、事業実施場所において調理若しくは連携施設から搬入すること。また、食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。
 - ④健康診断については、内科検診及び尿検査を年2回、歯科検診を年1回実施すること。
 - ⑤事業の実施にあたっては、計画的な職員研修の実施など保育の質の向上に努めるとともに、園行事、食育、連携施設との連携内容などについて、法人の考えを示すこと。
- (9) 職員について
 - ①保育士の配置については、枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月12日枚方市条例第34号）に規定する、小規模保育事業A型に関する基準を遵守すること。
 - ②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。
- (10) 小規模保育施設の運営にあたっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。

6. その他

社会福祉法人が営む小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る）については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業として位置づけされていますので、届出等所要の手続きが必要になります。

7. 申込受付及び場所

- (1) 受付日時：平成30年10月19日（金）から10月24日（水）午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く）
- (2) 受付場所：枚方市役所子ども青少年部子育て事業課（市役所別館5階）
- (3) 項目9、「現地見学会」に参加していることを申し込み条件とします。
- (4) 申し込みにあたっては、申込書等に必要事項を記入の上、直接ご持参ください（郵送等による申し込みは受け付けません）。
- (5) 提出部数：10部（正本1部、写し9部）

※上記、受付日時後の申し込みは受け付けません。

- (6) 状況により追加書類を提出していただくことがあります。
- (7) 提出された申込書等については、お返ししません。
- (8) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

8. 提出書類

別紙「枚方市小規模保育事業実施係る運営法人募集に関する提出書類及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類。

施設の改修に係る基本設計を行い、平面図及び概算見積書を提出すること。

9. 現地見学会の開催について

本件募集にあたり、現地見学会を次のとおり開催します。

◇日 時：平成30年10月5日（金） 午前10時から

◇場 所：中央図書館山田分室跡（枚方市都丘町6番9号）

◇集 合：現地集合とします。車で来られる場合は、駐車スペースが限られるため、各法人1台までとします。ただし、申し込み法人多数により、現地で駐車場が確保できない場合は、公共交通機関等での来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※参加申し込みは平成30年10月3日（水）までに、所定の様式により1法人3人以内で参加者氏名を報告してください。（期日までに申し込みがなければ、参加することはできません。）

現地見学会後、設計等のため現地確認が必要となる場合は、子育て事業課に連絡し、日時を調整すること。

10. 募集に係る質問等について

◇本件募集に係る質問等がある場合は、別紙「質問書」に記載し、10月11日（木）までに、ファクスまたは電子メールで、ご提出ください。

◇回答については、10月16日（火）までに枚方市ホームページ上で随時公開します。

ファクス番号 072-841-4319

メールアドレス kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp

11. 選定及び決定等

(1) 選定は、枚方市子育て支援事業運営者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において行い、その選定結果を踏まえて、枚方市が決定します。

(2) 応募法人が1法人の場合

応募法人が1法人の場合は、選定審査会において提出された書類の審査及びプレゼンテーション審査を行い、選定審査会が定める基準に基づき事業を実施できると認められれば、その法人を選定します。

(3) 応募法人が複数の場合

応募法人が複数の場合は、選定審査会において提出された書類の審査及びプレゼンテーション審査を行い、選定審査会が定める基準を満たす最も評価の高い法人を選定します。

(4) 選定結果については、書面で通知します。

12. 問い合わせ先

枚方市子ども青少年部子育て事業課 西本、笠井

住 所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

T E L 072-841-1471

F A X 072-841-4319

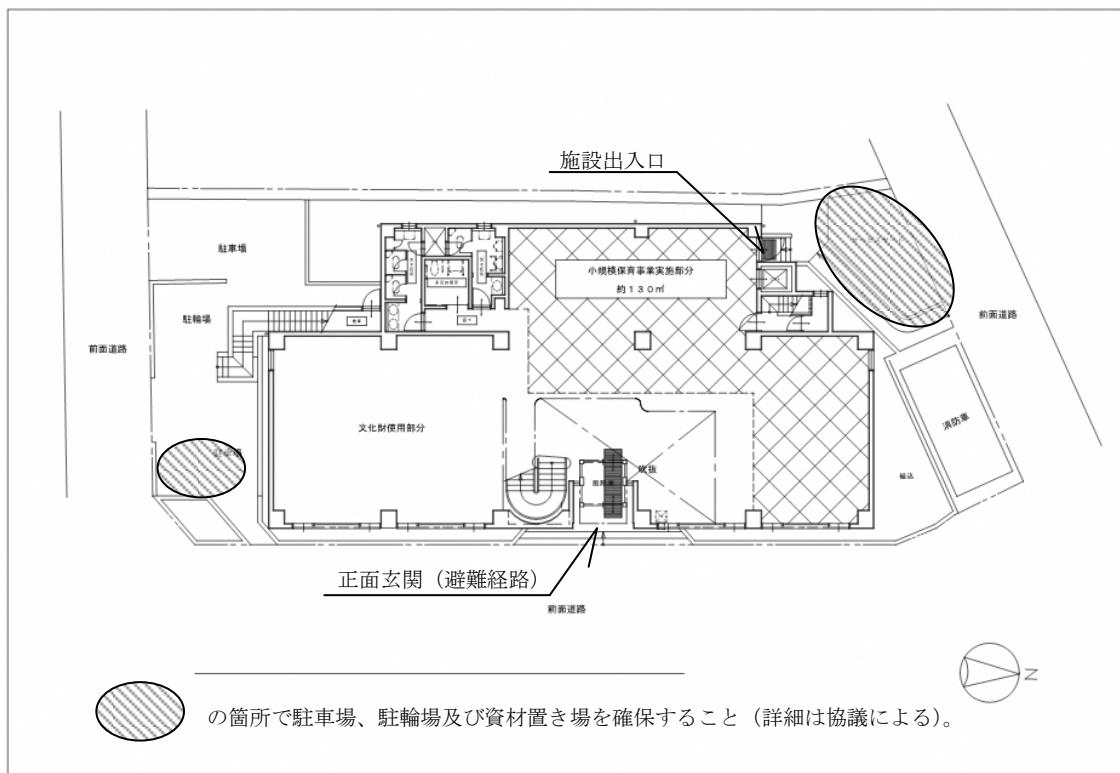
メールアドレス kosodatejigyou@city.hirakata.osaka.jp

<参考資料1>施設概要

1. 付近見取り図



2. 施設配置図・平面図



<参考資料2>

○枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

平成26年9月12日
条例第34号

目次

- 第1章 総則（第1条—第22条）
- 第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条） 略
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第28条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条） 略
 - 第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条） 略
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条） 略
- 第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条） 略

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「地域型保育事業」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（基本理念）

第3条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する地域型保育事業を利用している乳児又は幼児（満3歳未満の児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（基準の向上）

第4条 市長は、枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）第1条に規定する枚方市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する地域型保育事業を行う者（以下「地域型保育事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

（地域型保育事業における設備及び運営の向上等）

第5条 この条例で定める基準は最低のものであるから、地域型保育事業者は、当該基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている地域型保育事業者は、当該基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（地域型保育事業者の一般原則）

第6条 地域型保育事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 地域型保育事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該地域型保育事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 地域型保育事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

4 地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を

達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 地域型保育事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をうながす保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(非常災害対策)

第8条 地域型保育事業者は、非常災害に備え、消火器等の消防用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも1月に1回行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第9条 地域型保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第10条 地域型保育事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 地域型保育事業所と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等とを併せて設置するときは、必要に応じ、当該地域型保育事業所の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第12条 地域型保育事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第14条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 地域型保育事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、当該地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地域型保育事業所には、必要な医薬品、衛生材料、医療機器等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業を行う場所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第16条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該地域型保育事業所内で調理する方法（第11条の規定により、当該地域型保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに利用乳幼児の身体の状況及び喜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 地域型保育事業者は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次に掲げる要件を満たす地域型保育事業者は、前条第1項の規定にかかわらず、当該地域型保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し、地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該地域型保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該地域型保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該地域型保育事業所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者については、当該地域型保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とすること。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

- 2 前項の搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該地域型保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（地域型保育事業者が前2号に掲げる施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において地域型保育事業を行う場合に限る。）

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に

対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

- 3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果等の必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続をとることを、地域型保育事業者に勧告しなければならない。
- 4 地域型保育事業の職員の健康診断の実施に当たっては、利用乳幼児の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

（規程）

第19条 地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、地域型保育事業の運営に関する重要事項

（台帳等の整備）

第20条 地域型保育事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする台帳等を整備しておかなければならぬ。

（秘密保持等）

第21条 地域型保育事業者の職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応等）

第22条 地域型保育事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

（第23条～第27条 略）

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

- (4) 満2歳以上の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、イ、ロ及びヘに掲げる要件に、保育室等を3階以上の階に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- ハ ロの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- ニ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- （イ）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- （ロ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 小規模保育事業所A型のカーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防炎性能を与えるための処理をいう。以下同じ。）が施されていること。

（職員）

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1） 乳児 おおむね3人につき1人

（2） 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

（3） 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4） 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A型）」）と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

（第32条～第49条 略）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日〔平成27年4月1日〕から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に地域型保育事業の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（第4条・第5条 略）

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業が不足していることに鑑み、第30条第2項及び第45条第2項の規定にかかわらず、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。